

10月1日は「浄化槽の日」

10月1日は浄化槽法制定の日を記念して「浄化槽の日」となっています。これを機にご自宅、事業所等の浄化槽について今一度確認してみませんか？

「1」存知ですか？

浄化槽の3つの義務

浄化槽の設置者または使用者は「浄化槽管理者」として適正な管理を行う3つの義務があるのを「存知でしょうか」。

3つの義務

1. 保守点検（年3〜4回以上※、県知事登録の保守点検業者に依頼）
保守点検は、浄化槽の運転状況の確認、装置や機能の調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行うものです。点検には、専門的な知識と器具などを必要としますので、県に登録を受けた保守点検業者に委託することが一般的です。
 2. 清掃（年1回以上※、町長許可の清掃業者に依頼）
浄化槽内には、「汚泥」や「スカム」といった泥の固まりが生じます。これらが溜まりすぎると、正常な機能は働きません。そこで、汚泥などを引き抜き、装置や機器類の洗浄を行う清掃が大切です。清掃は年1回以上の実施が義務付けられていますので、清掃業許可業者に清掃を委託しましょう。
 3. 法定検査（年1回、指定検査機関・財鳥取県保健事業団に依頼）
浄化槽が適正に設置・管理されているか、公的な機関による「法定検査」が義務付けられています。なお、法定検査には、設置後最初の検査とその後年1回の定期検査があります。また、この検査で不適正な浄化槽と判断されると指導の対象となります。
- ※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。

浄化槽は水洗便所の污水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川などへ放流するための設備です。適切な管理を怠ると悪臭や機能不全などの原因となります。しかしながら、最近、保守点検、清掃などの定期的な管理をされていない浄化槽が見受けられます。保守点検、清掃業務を委託されている方は、委託業者が定期的に管理されているか今一度確認をお願いいたします。

問い合わせ先・届出先

環境水道課 上下水道係
☎73-1567

「岩美町合併処理浄化槽維持管理組合」加入のご案内

浄化槽は、水洗便所や風呂・台所などの生活排水をきれいに川などへ放流するための施設です。自然環境保全のためにも、浄化槽設置者には保守点検・清掃・法定検査の受検など、適正な管理を行う義務があります。

当組合では、浄化槽をお使いの皆様が代わって、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査に関する業者との契約及び業務の実施など、組合員皆様の浄化槽の維持管理を行っています。

浄化槽設置者の皆様は当組合にご加入いただきますようお願いいたします。

※組合への加入には、加入金5千円（初回のみ）のほか、浄化槽の規模（人槽）に応じた組合費をご負担いただきます。

＜組合加入のメリット＞

- ① 維持管理業者との契約や法定検査の申し込みなどを代行して行います。
- ② 浄化槽の修繕（プロワの修理など）の費用を、15,000円を上限として組合が負担する制度があります。

合併浄化槽の規模	組合費（年額） （保守点検、清掃、 汚泥収集運搬、 法定検査費用等）
5人槽	35,950円
6人槽	37,450円
7人槽H12.3月以前設置	39,450円
7人槽H12.4月以降設置	40,950円
8人槽	42,450円
10人槽H12.3月以前設置	45,950円
10人槽H12.4月以降設置	48,950円
14人槽	53,550円
18人槽	65,850円
30人槽	104,600円

問い合わせ先 岩美町合併処理浄化槽維持管理組合事務局（環境水道課内）
☎73-1567